

---

プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

項目 公開草案に寄せられた主なコメントの概要

---

### 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 7 月 20 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案を公表した。
  - (1) 企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」という。）
  - (2) 企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」という。）
2. 本公開草案のコメント期間は 2017 年 10 月 20 日までであり、69 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対する主なコメントの概要を紹介することを目的としている（コメントの詳細な内容は審議事項(7)-3 に記載している。）。

### 主なコメントの概要

3. 本公開草案に対する主なコメントについて、コメントの募集における質問項目ごとにその概要を記載している<sup>1</sup>。

#### （質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問））

4. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針及び連結財務諸表に関する方針、並びに当該方針等を踏まえて検討した個別財務諸表に関する方針については、大半のコメント提出者は同意していた。
5. 同意するとした上で、以下の意見が見られた。
  - (1) 会計基準案の結論の背景が、総じて、IFRS 第 15 号の基準・適用指針を書き写した内容となっている結果、会計基準案・適用指針案が形式的に解釈されるおそれが高まり、取引の経済的実態を反映しない収益認識が行われる危険性が高まることを懸念している。最終化にあたっては、会計処理の背景にある本質的

---

<sup>1</sup> 当該概要については、必ずしも回答者が回答した質問番号の箇所に記載しておらず、便宜的に記載箇所を変えている部分がある。また、表現の見直しや文言の修正に係るコメントは含めていない。

な考え方や結論に至る背景などを明確かつ詳細に記述し、場合によっては、ASBJからの教育文書を発行することを検討いただきたい。

(2) 個別財務諸表に関する方針について、以下の意見が見られた。

- ① 個別財務諸表への適用については、企業会計原則とそれを補完する税務上の取扱いに基づいた現行の実務慣行に大きな影響を及ぼす。特に税務との関係について、税務上の取扱いを早急に明確にするとともに、基本的に、税務と会計の処理に乖離が出ないような制度整備に努めていただきたい。
- ② 税務会計を企業会計として採用している中小規模の企業等に対する影響が大きく、個別財務諸表への適用は任意とすべきである。
- ③ 会計基準が策定されたことに伴って税制が改正されることになれば、中小企業にとって税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。会計基準の策定に伴って税制上の取扱いも改正となる場合には、中小企業に影響が及ぶことがないようにすべきである。
- ④ 税務上の申告調整が増加しないように、会計基準案の処理が税法上も受入可能となるように働きかけていただきたい。

(3) 会計基準案及び適用指針案の記載について、以下の意見が見られた。

- ① 最終化に向け、比較可能性の意味をわかりやすく示すことを検討いただきたい。特に画一性と混同して使われている向きがあることから、会計基準においてこの用語を使用する際には、具体的な内容の説明を伴わせることが必要と考える。
- ② 5ステップと従来の実現主義の相違がやや解り難く、全ての関係者により解り易い会計基準となるように、基準設定のスタンスの明確な記述と会計基準・適用指針全体の文章表現の見直しを要望する。

(4) 企業会計原則との関係に関して、企業会計原則の実現主義に代わる提案（例えば、企業会計原則（注6）に規定された割賦販売等や企業会計原則（注11）に規定された本支店会計）については、その理論的根拠とともに具体的に変更点を説明する必要があるとの意見が見られた。

6. 反対意見として、以下が見られた。

(1) 会計基準の導入を検討する前に、我が国における会計制度のあり方を整理し、会計基準を導入することの社会的・経済的なコスト・ベネフィットについて十

分議論すべきであり、収益認識に関する現行会計実務の高品質化による日本基準化を図ることを最優先すべきである。

また、国際的に整合性が求められるのは連結財務諸表のみであり、個別財務諸表に関する方針に同意しない。仮に検討を進める場合であっても、現行会計実務に配慮した代替的な取扱い、選択適用を含めた柔軟な取扱いを定めることを強く要望する。

- (2) IFRS 第 15 号は日本の契約に関する法律にそぐわず、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とする基本方針に反対する。

## (質問 2 (適用範囲に関する質問))

7. 本公開草案の適用範囲については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

- (1) リース取引に関して、以下の意見が見られた。

- ① リース取引の貸手の会計処理に影響し得るとの記述など、他の基準の今後の可能性の説明は、誤解を与えるため不要である。
- ② リース会計基準については、同一事象でも IFRS と日本基準で異なる会計処理となる可能性があり、基準を早期に改定することが望まれる。知的財産のライセンス（無形資産）の供与は IFRS ではリース会計基準の対象外であり IFRS 第 15 号に従うが、日本基準ではリース会計基準に従うことになるケースもありえる。

- (2) 保険契約に関して、保険法に定められていない保険契約への適用について明らかにすべきとの意見が見られた。

- (3) 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引に関して、当該交換取引が、どの会計基準に基づき対応するのか明記していただきたいとの意見が見られた。

- (4) 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料に関して、以下の意見が見られた。

- ① 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料の範囲が明確でなく、金融サービスに対する手数料全体が適用範囲から除外されることを明確にすべきである。

- ② IFRS 第 15 号の適用範囲との整合性を確保するため、定義を明確化すること等の手当を検討いただきたい。
- (5) 本公開草案の適用範囲外となる固定資産の売却及び会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡に関して、以下の意見が見られた。
- ① 結論の背景の表現を見直し、固定資産売却益が含まれるか否か、明確にされたい。
  - ② 不動産販売を主たる事業として行う企業の不動産販売取引（営業目的で不動産を投資法人等に売却する場合や、賃貸不動産を固定資産として保有し売却する場合）は、本公開草案の範囲に含まれるか否かを明らかにしていただきたい。
- (6) 契約コストに関して、以下の意見が見られた。
- ① コストの資産化等の定めが IFRS の体系とは異なるとの状況は当面変わらないと考えられ、また、契約獲得の増分コストの資産化については、日本基準が開発費の資産化についてコンバージェンスするかどうかの議論にも影響する可能性があることから、今回、契約コストの定めを会計基準案の範囲に含めなかったことは妥当であり、将来、範囲に含めることを検討する場合にも、慎重に行うのが適当である。
  - ② 契約期間が長く当初に多額の販売手数料等が支払われる一部の業種においては、契約コストの会計処理が重要な場合があり、範囲外とされている契約コストの取扱いを明確にすべきである。

**（質問 3-1（会計処理（収益の認識基準）に関する質問））**

8. 公開草案における会計処理（収益の認識基準）については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。
- (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務に関して、以下の意見が見られた。
- ① 現在は「完了基準」により収益認識している取引のうち、会計基準適用後は「一定の期間にわたり」収益認識することになる可能性がある取引について、具体例を示していただきたい。
  - ② 鉄道業における定期乗車券による旅客運輸収入について、仮に発売日を基

準とする方法が認められない場合、現行において有効開始日を基準とする方法との差異について重要性が乏しいことを理由として発売日を基準とする方法を採用しているケースでは影響を受ける可能性がある。

- ③ スマートフォンゲームにおけるゲーム内課金については、ゲーム内通貨を使用して購入したアイテム等の使用状況に応じた一定の期間ではなく、ゲーム内通貨によるアイテム購入時の一時点で収益を認識すべきである。

(2) 一時点で充足される履行義務に関して、自動車の販売店（ディーラー）が顧客に新車を販売する契約について、支配の移転の指標を検討すると、「車両登録時」に顧客が新車に対する支配を獲得すると評価できることを設例などで明示いただきたいとの意見が見られた。

(3) 工事契約等に関連して、以下の意見が見られた。

- ① 日本基準の改正であるため、工事契約会計基準の考え方を採用しているか否かについて、結論の背景で言及する必要がある。
- ② 会計基準案における履行義務の充足に係る「合理的な見積り」は、工事契約会計基準における工事進行基準の適用要件の「信頼性をもった見積り」と同一の水準なのか否かを明確にしていきたい。

### （質問 3-2（会計処理（収益の額の算定）に関する質問））

9. 本公開草案における会計処理（収益の額の算定）については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

(1) 変動対価に関して、以下の意見が見られた。

- ① 需要家と交渉中の価格は需要家との折衝によって決まるものであり、不確実性が高いため、重大な戻入れが生じない範囲で合理的に金額を見積もることが困難である場合には、見積りが不要であると考えてよいか。
- ② 「可能性が非常に高い」という閾値は、IFRS 第 15 号の結論の根拠に米国会計基準における「可能性が高い」と同じ意味を達成するために使用したと示されており、IFRS の日本語訳として適当でなく、他の会計基準等で用いられている「可能性が高い」の閾値と同じであることが想定されるのであれば、同様の表現を用いていただきたい。

(2) 契約における重要な金融要素に関して、長期請負工事において重要な金融要素

が含まれるか否かの判断規準を示していただきたいとの意見が見られた。

**(質問 3-3 (会計処理 (特定の状況又は取引における取扱い) に関する質問) )**

10. 本公開草案における会計処理 (特定の状況又は取引における取扱い) については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

(1) 本人と代理人の区分に関して、以下の意見が見られた。

- ① 企業が本人であるのか代理人であるのかを判断するための指標に該当するものと該当しないものが混在するケースについても、企業が契約履行の主たる責任を負う場合には、取引から生じるリスクのほとんどすべてを他の当事者に明確に負担させることができる場合を除き、企業が本人と扱われる可能性が高いことが分かるように補足いただきたい。
- ② 本公開草案の基準化に伴い売上高は収益に置き換わることになると理解しているが、収益の表示方法が明確に示されない場合には、実務上の判断にバラつきが生じるため、収益の表示方法に関しては、具体的なガイダンスが必要と考える。また、売上高の表示を収益の表示に置き換える必要があるのか明確に示していただきたい。
- ③ 投資信託委託会社が投資信託から収受する信託報酬の全額を収益として認識し、販売会社への事務代行手数料を費用として計上することでよいか確認したい。

(2) 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与に関して、以下の意見が見られた。

- ① クレジットカード会社からカード保有者へのポイント付与は、事実及び状況の分析の結果、引当金計上も可能であると考えられ、企業が取引実態を踏まえた会計処理が可能となるよう IFRS と同様に結論の背景を明記すべきである。
- ② 銀行・信用金庫がカード発行会社となる場合、追加の財又はサービスを取得するオプションが、適用範囲との関係から、本公開草案の適用範囲から除外されるのかどうか明確に説明されたい。

(3) 顧客により行使されない権利 (非行使部分) に関して、クレジットカード会社が発行するギフトカードのように、発行主体が財又はサービスを移転する直接

の履行義務者でない場合の非行使部分の会計処理が不明であり、一律にガイダンスを明文化できない場合には、企業が取引実態を踏まえ会計処理を行うものと明示すべきであるとの意見が見られた。

- (4) 返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払に関して、返金が不要な顧客からの支払が、約束した財又はサービスの移転を生じさせる場合とは、具体的にどのようなケースが想定されるか明らかにしていただきたいとの意見が見られた。
- (5) ライセンスの供与に関して、ライセンスの定義及び範囲、重要な独立した機能性を有することの多い知的財産の例示、支配的な項目について、IFRS 第 15 号を参考に記載することが望まれるとの意見が見られた。

#### (質問 4 (代替的な取扱いに関する質問) )

11. 重要性等に関する代替的な取扱いについては、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

- (1) 全般的な意見として、以下の意見が見られた。
  - ① 代替的な取扱いが IFRS 第 15 号との基準差であると捉えられないように、代替的な取扱いは主に重要性の観点から簡便的な処理を認める趣旨のものであり、IFRS 第 15 号の趣旨から逸脱したものではないことを明示いただきたい。
  - ② 代替的な取扱いが規定されていない場合も、重要性等を考慮した上で現行の我が国の実務が認められることを明記いただきたい。
  - ③ 期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェア、出荷基準等の取扱い及び契約の初期段階における原価回収基準に関する代替的な取扱いなどについて、仮に金額的に重要性が乏しいといえない状況でも代替的な取扱いが認められるのか明確にされたい。
  - ④ 代替的な取扱いについて、類似する種類の取引に対して首尾一貫した適用を要求しているかどうか明確に記載されたい。
- (2) 期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェアに関して、工事契約と受注制作のソフトウェア以外への類推適用の可否を明記することを検討されたいとの意見が見られた。

- (3) 追加的な代替的な取扱いの要望等として、以下の意見が見られた。
- ① 多くの企業の会計処理及び税務処理に大きな影響が及ぶため、割賦販売における割賦基準を代替的な取扱いとして定めることを検討いただきたい。
  - ② 割賦基準などについて、代替的な取扱いを設けなかったことについて、検討の過程を結論の背景に記載されたい。
  - ③ 電気・ガスの継続的な供給において、毎月規則的な検針が行われることにより、収益認識の対象となる料金算定期間が会計期間に概ね一致する場合は、収益の額は会計基準案の原則法によった場合と同等になるため、検針時点における収益の額を認識することを代替的な取扱いとして認めていただきたい。
  - ④ 非課税取引が多い企業や中小企業において適用されている消費税等の税込処理を代替措置として認めるべきである。
  - ⑤ 顧客に付与するポイントに係る財又はサービスが、顧客との契約の観点で重要性に乏しい場合には、ポイントの付与を履行義務として識別することを要さず、ポイント引当金を計上してポイント引当金繰入と収益とを相殺することを容認する代替的な取扱いを検討いただきたい。
  - ⑥ 取引量が極めて多いうえに、ポイント付与率が極めて低い一方、短期間において高い使用率が見込まれる自社ポイントについて、ポイント付与額を売上の繰延額として認めるよう要望する。
  - ⑦ 例えば、百貨店が発行する商品券については、その非行使部分について一定の期間にわたって顧客による商品券使用のパターンに比例させて収益認識することになるが、一定期間経過後の一時点において残額を一括して収益認識する現行実務の収益認識を代替的な取扱いとして容認いただきたい。
  - ⑧ 売上高又は使用量に基づくロイヤルティについて、海外からのロイヤルティ収入などのように、収益額を算定する際に発生時の計算基礎の入手が実務上困難な場合、また、継続してロイヤルティ収入を契約により受けることになっている場合には、現行実務で認められている現金主義での収益認識処理を認めていただきたい。



(質問5(開示に関する質問))

12. 開示(表示及び注記事項)については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

(1) 早期適用時の注記事項に関して、以下の意見が見られた。

- ① 早期適用時の注記事項について、開示例を示されたい。
- ② IFRS 第15号で定められた注記事項を早期適用時に任意で開示することを容認する規定を、追加していただきたい。

(2) 強制適用時の注記事項の検討の方向性として、以下の意見が見られた。

- ① IFRS 第15号の開示要求について、開示の目的、その開示がない場合にどのような不都合が生じるか等を検討し、会計基準に仮に取り入れる場合には当該検討内容を基準の中に明瞭に記載することが必要である。また、会計基準は、会社法のみが適用される企業も使うことが想定される点を踏まえて検討する必要がある。さらに、今後の検討にあたっては企業の業種、業態を考慮して、開示要求を限定するといった対応を検討すべきと考える。
- ② IFRS 第15号ベースの開示要求が行われると、情報収集・精査やシステム整備等のコストの増加が企業側に見込まれる。
- ③ 注記事項の定めを検討するに際しては、重要性が乏しい場合には注記をする必要がない旨の便法も容認すべきである。
- ④ 注記事項の定めを検討よりも早期適用を先行させる結果、早期適用した企業の注記の継続性が損なわれる可能性に配慮して、強制適用時の注記事項の定めを、早期適用時の注記事項の定め可能な限り揃える視点でも検討いただきたい。
- ⑤ 必要な開示について十分な議論を重ねた後に新基準を適用するのが正しい姿であり、強制適用時までには十分な議論を重ね、IFRS 第15号やTopic 606に遜色ない開示規定を基準化していただきたい。

(3) 強制適用時の注記事項の検討における単体開示・四半期開示に関して、以下の意見が見られた。

- ① 金融商品取引法における単体開示の簡素化が推進されているため、単体開示については、会計基準レベルでも簡素化する方向で検討すべきである。
- ② 四半期報告書における注記は省略可能とすることを検討いただきたい。

(4) 強制適用時の注記事項の検討時期と準備期間に関して、以下の意見が見られた。

- ① 準備期間が最低でも2年程度は必要と考えるため、注記事項の定めは、早期に、遅くとも、平成31年3月までには決定いただきたい。
- ② 子会社等も含めた開示に関する情報収集の必要性を考えると、十分な準備期間が必要であり、可能な範囲で早期に、注記事項について決定されたい。

**(質問 6-1 (適用時期に関する質問) )**

13. 適用時期については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

- (1) 強制適用時期に関して、さらに2年後に後ろ倒しを望むとの意見が見られた。
- (2) 早期適用時期に関して、以下の意見が見られた。

- ① 収益認識基準への移行にあたって、連結財務諸表を先行して適用することは可能か。
- ② 以下の点が不明確であると早期適用は困難であるため、明確化いただきたい。
  - 本人と代理人の区分に関する「収益」の表示方法
  - 注記事項と開示の実務対応
  - 本公開草案の経過措置の適用を含めた税法上の取扱い

**(質問 6-2 (経過措置に関する質問) )**

14. 経過措置については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、採用した経過措置や財務諸表の主な表示科目に対する影響額等について理解できるようにするため、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の定めに基づく注記が必要であることを結論の背景等に記載されたいとの意見が見られた。

**(質問 7-1 (IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例に関する質問) )**

15. IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例については、大半のコメント提出者は同意していた。ただし、同意するとしても、以下の意見が見られた。

(1) 設例全般に関して、以下の意見が見られた。

設例が設けられた取引については、形式的適用により、取引の経済的実態を反映しない収益認識が行われる懸念がある。より忠実に経済実態を表す会計処理が行われるよう、設例の依拠する会計基準の項及び考え方を明確化いただき、また、設例の前提条件及び適用範囲等も明確化いただきたい。

(2) [設例 14] 長期建設契約における支払の留保に関して、建設会社の予想される履行と顧客のマイルストーンによる支払が一致していることが、契約に重要な金融要素が含まれないことの必要条件であるように読めるため、会計処理をミスリードする懸念があることから、本設例は削除を検討していただきたいとの意見が見られた。

**(質問 7-2 (我が国に特有な取引等についての設例に関する質問) )**

16. 我が国に特有な取引等についての設例については、以下の意見が見られた。

(1) [設例 30] 設備工事のコストオン取引（本人又は代理人）に関して、前提条件が現状の取引の実情に照らして相応しく無いものと考えられ、例示の対象を変更したうえで元請企業が本人となる設例を検討するか、誤解を招きかねない本設例を削除することを検討していただきたいとの意見が見られた。

(2) [設例 32] 有償支給取引について、以下の意見がある。

① [設例 32]は、経済的実態から乖離する提案がなされており、同意できない。我が国製造業の競争力の源泉といっても過言ではない有償支給取引については、製造工程が整流化・効率化された結果、実態に合わせた業務プロセスや会計処理が定着しているが、[設例 32]が設けられることによって、実態から乖離した会計処理が求められるおそれがあるため、[設例 32]を削除し、個々の契約内容・取引実態に照らして、会計処理を判断することが適切である。

具体的には、部品や原料の有償支給取引を買戻契約として考えることは、経済的実態から乖離している。また、我が国製造業で行われている有償支給取引は、資金提供を受ける目的で行われるものではないため、金融取引

の性質を有していない。

さらに、製品製造過程の一部を支給先に委託したものが有償支給取引の実態であり、生産体制を最適化する手段としての有償支給取引を顧客との取引とみなすかどうかに関しては、慎重な検討が必要である。

[設例 32]は削除することの検討が必要と考えられるが、仮にこの設例を最終基準に残す場合は、我が国製造業における一般的な有償支給取引はこの設例に該当しない旨を明示的に記載するとともに、その前提条件を細かく設定して、金融取引として取り扱われる有償支給取引に限定した設例とすべきである。

- ② 支配が支給先に移転し、金融取引としての性質を有していない有償支給取引の実態を適切に反映しない。また、支給元が支給品を管理することは実務的に困難である。例えば、一定の要件（支給品の全量を買戻すことが契約上約束されていない、支給品を第三者に売却することを一律的に禁止していない、金融取引の性質を有していない）を満たす有償支給取引について、[設例 32]の対象外とすることを明文化するとともに、実質的に買戻契約に該当するか否かの判断基準を明確にすべきである。
  - ③ 支給先の会計処理について、[設例 32]に追加していただきたい。
- (3) 会計処理（収益の認識基準）に関する設例の追加の要望等として、以下の意見がある。
- ① 自社開発の販売用ソフトウェア・ライセンスの納入とそのアドオン開発を一連の履行義務と判断し、これを一定の期間にわたり充足される履行義務とする設例の追加を要望する。
  - ② IT 業界におけるアウトソーシング契約など複数の財又はサービスを統合して提供するケースの設例の追加が望まれる。
- (4) 会計処理（特定の状況又は取引における取扱い）に関する設例の追加の要望等として、以下の意見がある。
- ① クレジットカード会社からカード保有者へのポイント付与の会計処理について設例を示すべきである。
  - ② 連結グループ内にポイントの運営会社と発行会社が存在する場合のポイント付与について、個別財務諸表及び連結財務諸表における会計処理を示す設例を含めるべきである。

- (5) 契約資産、契約負債及び債権の表示に係る設例の追加が望まれるとの意見が見られた。

#### (質問8(その他))

17. その他として、以下の意見が見られた。

- (1) 公開草案の取扱いに関して、以下の意見が見られた。

本公開草案の公表を受け、監査人が、基準等が既に確定したかのように取り扱って、新基準適用前から現行の会計処理の変更を求める事例や、基準等の文言を形式的に解釈し、会計処理の変更を求める事例が散見される。新基準適用前から現行の会計処理の変更を監査人が求める行為は、ASBJが行う基準開発の適正手続を蔑ろにするものであり、また、監査人が形式的な解釈を基に会計処理の変更を求める行為は、経済的実態を歪め、企業や産業の競争力を弱めることになるので、厳に慎むべきである。ASBJには、パブリック・コメント手続の意義を改めて周知するとともに、上記の事例は不適切であると関係者に周知いただきたい。

- (2) その他、以下の意見が見られた。

- ① IFRS 第15号は、企業が判断を行使するための判断基準を定めているが、IFRSは原則主義の会計基準であり、企業及び監査人が、当該判断基準をチェックリスト的に取扱うことは不適切であるため、最終化に際しては、細則主義的なチェックリスト化を防ぐための考慮が払われるべきである。
- ② 会計基準案を適用した場合、会計上の債権債務は、履行義務の識別や変動対価の見積り等の要素により、これまで以上に契約上の取引価格とは異なる金額で計上される可能性があるが、残高確認等により、企業の内部情報に基づき見積られた債権債務残高を取引相手方に通知することは、取引の阻害要因になりかねない。また、残高確認等による実在性の立証が困難となるため、企業の内部統制や監査手続の見直しも必要となる。本公開草案にこのような課題に対する検討がないため、必要な対策を検討し、会計監査手法の見直しも含めた制度設計、環境整備を検討いただきたい。
- ③ 契約資産、契約負債又は債権の「適切な科目」とは、契約資産又は債権の場合は「受取手形」「売掛金」(財務諸表等規則第17条)が想定され、契約負債の場合は「その他(の負債)」が想定されるという理解でよいか。

以上